

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 34 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 29 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 35 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで
20歳から国民年金に加入し、保険料を納めてきた。申立期間は出産、育児のために納付が遅れたことから、翌年度に現金で保険料を一括納付したので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年*月の国民年金被保険者資格取得(20歳到達)から60歳到達までの国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、申立人は昭和48年9月から61年3月までの期間は定額保険料と併せて付加保険料も納付しており、前納もみられることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間の保険料を現金で一括納付したとしているところ、申立期間の翌年度の昭和48年10月から49年3月までの保険料については同年5月に過年度納付されており、この時点でも申立期間の保険料を納付することは可能であったことから、申立期間についても過年度納付を行ったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年6月まで

私の国民年金は、母親が加入手続きを行い、保険料の納付もしてくれた。年金問題が取りざたされ、ねんきん特別便が送られて来た時に気になり、母親に頼んで平成20年10月15日にA市役所の国民年金課で国民年金納付記録をもらい、社会保険事務所(当時)で確認したところ、申立期間が同市では納付済みとされているのに、社会保険事務所では未納とされていた。領収書等の納付を証明するものは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付を行ったとするその母親の納付記録を見ると、昭和39年10月14日に国民年金に任意加入し、60歳到達の前月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、申立期間は付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、A市が保管する申立人の国民年金納付記録によると、申立期間は納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び63年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から同年6月まで
② 昭和62年10月から同年12月まで
③ 昭和63年10月から同年12月まで

A市B区役所の窓口で国民年金の加入手続をした際、加入した時からさかのぼって2年以内は保険料を納付できると市職員に言われた。加入以降の納付可能な期間の保険料は、当時、私の妹に納付書を渡し、妹が金融機関で保険料を納付していた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3期間合計しても9か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和61年4月1日として平成元年7月10日に払い出されているが、オンライン記録では、申立人は平成元年度においては申請免除とされ、申請日は同年5月30日とされていることから、申立人の国民年金の加入手続は、この免除申請日以前に行われたものとみられる。この免除申請日を基準とすると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、前述のとおり、加入手続以降、申立期間を除き保険料納付が可能な国民年金加入期間については、申請免除期間の2年間を追納しているほか、複数年前納するなど、保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

加えて、申立人は、加入手続の際に、市職員から加入した時からさかのぼって2年以内の保険料を納付できると言われ、申立期間の納付書を妹に渡し、妹が金融機関で納付したとしており、オンライン記録及びA市の国民年金情報検索システムによれば、納付日は不明であるものの、申立期間①と②の間の期間、申立期間②と③の間の期間及び申立期間③直後の期間は過年度納付されていることが確認できる上、申立期間の保険料を納付していたとする妹は、「当時、私が兄の通帳を管理しており、私が勤務していた会社の向かいのC銀行D支店で、兄から渡された納付書により保険料を納付していた。申立期間のように途中が未納となっていることは考えられない。」と証言しており、申立人の主張に不自然な点は見受けられず、保険料の納付意識が高かった申立人が申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和52年10月に入社した会社で国民年金に加入するようと言われて、当時住んでいたA市で加入手続を行った。年金記録では、B市に転居後の保険料は納付し、A市に住んでいた期間は未納とされている。しかし、私は、同市で加入した時からずっと、会社近くの銀行で保険料を納付しており、そのことは私の元雇用主も知っているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月にA市で払い出されており、同年10月に転職したことにより、同市で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の説明と一致する。

また、申立人は、申立期間当時はA市に居住していたが、国民年金保険料は職場のあるB市内の金融機関で納付したとしているところ、当該金融機関では、申立期間当時にA市の保険料を取り扱うことが可能であったとしており、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の元雇用主も、申立人が入社した時から一緒に国民年金保険料を納付していたと証言しており、元雇用主の申立期間の保険料は納付済みである。

加えて、申立人は、国民年金加入期間388か月のうち、申立期間を除く382か月の保険料をすべて納付しており、申立人が申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は20歳の時から国民年金に加入し、保険料を納付しなかった覚えは無い。すべて納付することは当たり前だと思っているので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の第1号被保険者期間24か月のうち未納と記録されているのは申立期間の1か月のみであるほか、申立期間後には、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金の資格(第1号被保険者)取得手続を適切に行って保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、20歳になった月(平成4年*月)の保険料を5年3月に納付した後、4年7月から5年11月までの保険料を、申立期間を除き平成5年度中にすべて納付しており(厚生年金保険被保険者期間であった同年8月分として納付された保険料は4年8月分に充当。)、積極的に未納を解消しようとする姿勢が見受けられることから、申立期間の1か月の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
: ② 昭和21年1月6日から同年6月1日まで

私の父は、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年5月1日に資格喪失するまで、A社に継続して勤務していたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社が保管している人事記録により、申立人が昭和9年4月から40年4月まで同社に継続して勤務し(21年1月6日に同社C支店から同社B支店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和21年6月の記録から、180円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、上記1のとおり、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、制度創設時の厚生年金保険法（当時は労働者年金保険法）の被保険者は、工場等の男子労働者に限定されており、一般事務職員はその適用対象外とされていたところ、A社が保管している人事記録により、申立人は、申立期間において、一般事務職員として勤務していたことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年9月23日、資格喪失日に係る記録を39年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から39年6月24日まで

私は、A社に昭和34年9月から平成12年10月まで勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、転勤の際に9か月の空白期間が生じている。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、C健康保険組合から提出された被保険者の加入履歴に関するデータ、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務（昭和38年9月23日に同社D支店から同社B支店に異動、39年6月24日に同社B支店から同社本社に異動。）していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は申立期間を含めて正社員であり、正社員であれば厚生年金保険被保険者資格を取得させ、厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種で、同日（昭和38年9月23日）付けでA社D支店から同社B支店に異動した同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年9月から39年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、45年12月を6万4,000円、46年7月を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月31日から46年1月1日まで
② 昭和46年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和41年2月にA社に入社してから平成16年3月に退職するまで継続して勤務していた。社会保険庁（当時）の記録では、昭和46年1月及び同年7月の転勤に係る期間が空白期間となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、A社から提出された従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間①及び②において同社に継続して勤務し（昭和46年1月1日に同社B支店から同社D支店に異動し、同年7月31日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年11月の記録から6万4,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の46年8月の記録から5万2,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、申立期間②については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成4年2月1日、資格喪失日が19年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月31日から同年2月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、申立期間にA社で勤務し、給与から社会保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成19年1月31日から同年2月1日までの期間については、21年9月18日付けで記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないこととされている。

しかしながら、A社の総勘定元帳(写)により、申立人は、平成19年1月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年1月の申立人に係るA社の総勘定元帳(写)で確認できる報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 19 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年10月から45年8月までの期間を3万9,000円、同年9月から46年2月までの期間を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月20日から46年3月1日まで

私は、昭和42年に入社してから平成14年に退職するまでA社に継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社本社から同社B支店へ転勤となった際の被保険者記録が一部無い。空白期間となっている間、病気になったこともあると思うが、健康保険証が使えなかったという記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された退職金計算書及び申立人が保管している社内報から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年10月20日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和44年10月の算定の記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の46年3月の記録から、44年10月から45年8月までの期間は3万9,000円、同年9月から46年2月までの期間は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算

定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和46年3月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年10月から46年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は15万円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万9,000円、申立期間⑤は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月24日
③ 平成18年8月8日
④ 平成18年12月21日
⑤ 平成19年8月6日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において15万円、申立期間②において14万6,000円、申立期間③において2万円、申立期間④において1万9,000円、申立期間⑤において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は10万円、申立期間②は9万7,000円、申立期間③は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月24日
③ 平成18年8月8日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において10万円、申立期間②において9万7,000円、申立期間③において2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は2万円、申立期間②は1万9,000円、申立期間③は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月8日
② 平成18年12月21日
③ 平成19年8月6日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において2万円、申立期間②において1万9,000円、申立期間③において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は5,000円、申立期間②は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 8 日
② 平成 18 年 12 月 21 日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において5,000円、申立期間②において4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は15万円、申立期間②は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月24日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において15万円、申立期間②において14万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は15万円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万9,000円、申立期間⑤は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月24日
③ 平成18年8月8日
④ 平成18年12月21日
⑤ 平成19年8月6日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において15万円、申立期間②において14万6,000円、申立期間③において2万円、申立期間④において1万9,000円、申立期間⑤において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は10万円、申立期間②は9万7,000円、申立期間③及び④は1万4,000円、申立期間⑤は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月24日
③ 平成18年8月8日
④ 平成18年12月21日
⑤ 平成19年8月6日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において10万円、申立期間②において9万7,000円、申立期間③及び④において1万4,000円、申立期間⑤において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年3月1日）及び資格取得日（昭和27年8月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から27年8月20日まで

私は、昭和22年5月1日にA社に入社し、37年12月31日に退社するまで継続して同社に勤務した。申立期間について、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和22年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年3月1日に資格を喪失後、27年8月20日に同社において再度資格を取得しており、26年3月から27年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の同僚が保管していた退職金試算に関する資料によると、申立人は昭和22年2月1日にA社に入社し、30年9月末時点での勤続年数が8年7か月となっている上、22年5月1日から38年1月1日まで同社において厚生年金保険の被保険者記録がある当該同僚は、「申立人は、申立期間の前後で、業務内容や勤務形態が変わることは無く、継続して同社に勤務していた。」と証言している。

また、当該同僚は、「申立期間当時、A社では、途中で厚生年金保険料を控除しなくなるような特別な事情は無かった。」と証言している上、申立人以外の同僚14人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年3月から27年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年2月16日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から同年11月1日まで
② 昭和23年2月16日から同年4月1日まで
③ 昭和48年10月21日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和19年10月1日に入社し、48年10月20日に退職するまで、転勤による異動はあったものの、継続して同社に勤務した。また、同社在職中にC社に出向し、その後、転籍により同年10月20日にA社を退職し、継続してC社に勤務した。C社での厚生年金保険の資格取得日が同年11月1日となっているのは納得できない。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録、申立人が提出した労働者名簿、及びA社から提出された同社B支店の労働者名簿により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和23年2月16日に同社D支店から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年4月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、労働者名簿及びA社からの回答書により、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前が掲載されているページの前後約3,500人の記録を確認すると、一部の従業員は、申立人の資格喪失日である昭和20年8月31日以前に資格を喪失しており、残る全員が同日付けでまとめて資格喪失していることから、同社同支店においては、理由は不明であるが、同年8月31日に従業員全員について資格喪失手続を行ったものと推測される。

また、当該従業員のうち、申立人と同様に昭和20年11月1日にA社D支店において被保険者資格を再取得している同僚が二人存在するが、いずれも既に死亡しており証言が得られない。

申立期間③については、当時、C社に勤務していた複数の従業員の証言から判断して、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の労働者名簿において、申立人は昭和46年2月21日にC社の技術部員として駐在し、47年8月21日出向、48年10月20日転出との記録が確認でき、当該転出時期は、申立人のA社における被保険者資格喪失日と符合する。

また、C社は昭和48年12月*日に解散しており、商業登記簿においても、同社における当時の役員名は確認できない。

さらに、雇用保険についても、申立人のC社における被保険者資格取得日は昭和48年11月1日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成15年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は32万円、16年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、17年1月は26万円、同年2月から同年4月までの期間は28万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までの期間は30万円、同年12月及び18年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円、19年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年10月までの期間は28万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 5 月 6 日から同年 7 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月から 19 年 12 月まで(17 年 7 月を除く。)

平成 15 年 5 月 6 日から A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は同年 7 月からとなっているので、同年 5 月 6 日から同年 7 月 1 日までの期間について、被保険者として認めてほしい。

また、平成 17 年 7 月を除く 15 年 7 月から 19 年 12 月までの期間について、標準報酬月額が給与額と比較して低くなっており、控除されていた保険料も高い金額であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成15年7月から17年8月までの期間は20万円、同年9月から19年12月までの期間は19万円となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、平成15年7月、同年9月、16年5月、同年6月、同年9月、同年10月、17年1月、同年5月及び19年5月から10月までの期間については32万円、15年8月、同年11月、16年2月、同年8月、同年11月、同年12月、17年2月から同年4月までの期間、同年6月、同年8月、18年4月、同年5月、同年9月、同年10月、同年12月及び19年12月については34万円、15年10月、同年12月、16年1月、同年3月、同年4月及び同年7月については38万円、17年9月から同年11月までの期間及び18年3月については36万円、17年12月、18年1月、同年7月、同年8月、同年11月、19年1月、同年4月及び同年11月については30万円、18年2月、同年6月、19年2月及び同年3月については28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、平成15年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は32万円、16年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、17年1月は26万円、同年2月から同年4月までの期間は28万円、同年5月は26万円、同年6月は及び同年8月は28万円、同年9月から同年11月までの期間は30万円、同年12月及び18年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円、19年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年10月までの期間は28万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、給与支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月

額が、給与支払明細書が提出された全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から提出された給与支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、申立てどおり、平成15年5月6日からA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、「当社では、入社後3か月ほどは、試用期間として厚生年金保険の被保険者にはしていない。」と証言している上、給与支払明細書により、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月16日から同年2月16日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、平成11年9月30日に退職するまで、同一会社に継続して雇用されており、給料の未支給月は無かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、A社から提出された人事記録及び回答書並びに雇用保険の記録から判断して、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年1月16日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年2月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C営業所における資格取得日に係る記録を昭和42年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

昭和31年4月1日から平成11年6月30日までA社に勤めており、途中、異動はあったが、勤務形態に変わりなく継続して同社に勤めていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和42年7月31日に同社B支店から同社同支店C営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年8月のオンライン記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月19日から同年3月19日まで

A社に入社し、昭和42年3月18日まで同社B支店に勤務していた。昭和42年分退職所得の源泉徴収票及び退職辞令にも退職年月日は同年3月18日となっている。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた退職所得の源泉徴収票、退職辞令及び雇用保険の記録により、申立人は昭和37年4月1日から42年3月18日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとしている上、複数の同僚は、申立人の勤務形態や職務内容に変更は無く、一貫して貸付等の業務をしていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年1月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書は無いが、退職辞令等の資料から昭和42年3月19日を資格喪失日として届け、保険料も納付したはずだと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和57年4月にA社に入社し、異動に伴う同社B支店における資格喪失日が同年6月30日とされているが、正しい喪失日は、同年7月1日のはずである。

当時の担当者の認識不足により退職日と喪失日を誤って手続が行われたものと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書、雇用保険の記録及び厚生年金基金の記録により、申立人は申立期間にA社に勤務し（昭和57年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年5月の記録及び厚生年金基金の同年6月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当初、昭和57年6月30日を資格喪失日として届出をしたが、同年7月12日に厚生年金基金に資格喪失日を同年7月1日とする訂正届を提出しており、訂正届は複写式ではないものの、当然社会保

険事務所（当時）にも訂正届を提出し、保険料も納付しているはずだ。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和33年4月21日、喪失日は34年10月31日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月21日から34年10月31日まで
② 昭和34年11月9日から35年12月30日まで
③ 昭和36年2月3日から39年9月1日まで

私は、中学を卒業後、昭和33年4月にA社に就職し、34年10月末まで勤務したにもかかわらず、申立期間①について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②及び③については、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えも無い。

したがって、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社において、生年月日が異なる（正しい生年月日は昭和18年*月*日。当該記録の生年月日は16年*月*日。）ものの、申立人と同姓同名の被保険者記録（33年4月21日資格取得、34年10月31日資格喪失。）が確認できるとともに、当該記録は、基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

また、申立人がA社の後の申立期間②及び③に勤務した事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の生年月日は昭和18年*月*

日とされ、年月は正しいものの、日が当該未統合記録と同様に誤っていたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同期入社と同僚二人は、「申立人は、自分と同期入社であり、雇用形態や職種も一緒であった。また、申立人と同じ名前の同僚はほかにはいなかった。」と証言している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該未統合記録の者及び当該同僚を含む16人が連番の厚生年金保険被保険者記号番号であるとともに、当該未統合記録の者の生年だけがほかの15人と2学年分異なっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和33年4月21日、資格喪失日は34年10月31日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②及び③については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金支給整理簿により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2か月後の昭和39年11月13日に脱退手当金の裁定を行い、同年11月20日に支給決定したことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が申立期間③に勤務していた事業所の被保険者について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年9月1日の前後5年以内に資格喪失した者6人のうち、脱退手当金の支給要件の無い者及び短期間で次の事業所で資格取得している者3人を除く3人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、このうち連絡先が把握できた同僚1人は、退職時に事業所から脱退手当金制度の説明を受け脱退手当金を受給したと回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月中旬から同年7月1日まで
② 昭和54年9月27日から同年11月25日まで

私は、昭和54年4月中旬から同年11月24日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが分かった。同社の在籍期間が2か月というのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和54年9月については、健康保険厚生年金保険被保険者原票により同年9月30日に資格喪失していることが確認できる同僚が、「私が退職した時点で申立人はまだ勤務していた。」と証言していることから、申立人は、退職日が明らかではないが、同年9月27日以降もA社に継続して勤務し、少なくとも同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年8月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、複数の同僚の証言から判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、当該複数の同僚が「入社後2か月から3か月は厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われず、保険料控除もされていなかった。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、申立期間②のうち、昭和54年10月1日から同年11月25日までの期間については、上述の同年9月30日に資格喪失している同僚の証言により、同年9月27日以降もA社に勤務していたことがうかがえるものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該期間に同社の被保険者であったことが確認できる同僚に聴取したが、申立人の退職日を特定できる証言、及び申立人が当該期間も継続して勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、A社には申立期間当時の資料は残っておらず、申立期間当時の事業主は死亡しているため、その妻に聴取したが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月10日から同年9月1日まで

私は、昭和28年4月にA社に入社し、29年3月まで勤務したが、申立期間の年金記録が空白となっている。28年分の所得税源泉徴収票により、私が同年4月8日に入社したこと、及び同年中は継続して勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和28年分所得税源泉徴収票により、申立人が同年4月にA社に新規採用され、同年12月まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人がA社と一緒に入社したと記憶している4人の同僚のうち一人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和28年8月10日に同社C支店の被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社B支店で資格取得していることが確認できるところ、当該同僚は、「申立人と一緒に同年8月にC支店からB支店に異動した。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和28年8月10日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健

康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年9月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月27日から同年11月4日まで

私は、昭和43年4月1日から平成14年1月31日までA社に勤務していた。途中、昭和47年10月26日に同社B支店に転勤となったが、年金記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年10月27日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年11月の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年8月12日の標準賞与額に係る記録を17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表及び年間集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）に保存されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に標準賞与額の記載が無いことが確認できる上、当該届出を代行した社会保険労務士は届出漏れをしたと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年8月12日の標準賞与額に係る記録を9万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表及び年間集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（9万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）に保存されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に標準賞与額の記載が無いことが確認できる上、当該届出を代行した社会保険労務士は届出漏れをしたと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年8月12日の標準賞与額に係る記録を17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表及び年間集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）に保存されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に標準賞与額の記載が無いことが確認できる上、当該届出を代行した社会保険労務士は届出漏れをしたと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年8月12日の標準賞与額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表及び年間集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）に保存されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に標準賞与額の記載が無いことが確認できる上、当該届出を代行した社会保険労務士は届出漏れをしたと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年8月12日の標準賞与額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表及び年間集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）に保存されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に標準賞与額の記載が無いことが確認できる上、当該届出を代行した社会保険労務士は届出漏れをしたと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
平成 10 年ごろ、年金記録を調べるために社会保険事務所(当時)に行き、初めて脱退手当金が支給されていることに気が付いたが、受給手続をする場所も知らなかった上、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 8 か月後の昭和 41 年 4 月 7 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、2 回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 40 年 10 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月

当時は第3号被保険者制度が無かったため、将来のために国民年金に任意加入していた。

昭和58年6月1日からA市役所に就職することになり、同年5月28日に同市B区役所C支所に行き、その旨を伝えた。その時、同年5月の保険料が未納であると言われ、その場で納付した。

豪雨で家計簿等は流され、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A市の記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人は昭和58年5月28日に国民年金の資格を喪失したとされているところ、申立人は同日に同市B区役所C支所に赴き、同年6月1日から同市役所に就職することになった旨を伝えたとしていることから、同年5月28日に国民年金任意加入の資格喪失手続を行い、同日をもって資格喪失したとされたことがうかがわれる。

また、制度上、被保険者期間の計算は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日からその資格を喪失した日の属する月の前月までを算入することとされていることから、申立人については、資格を喪失した日（昭和58年5月28日）の属する同年5月は、被保険者期間に算入されないことになるため、国民年金には未加入となり、同年5月の保険料について納付を求められることは無かったと考えられる。

さらに、申立人は、A市B区役所C支所の年金窓口で申立期間の保険料を納付したとしているが、同市によれば、当時、同支所の年金窓口で保険料を納付

することはできなかつたとしている上、保険料の納付手続の代行を行うことも通常は無かつたとしていることから、申立人の主張とは相違している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成元年5月まで

母が大病を患った昭和63年10月以前に、母が私と妹の国民年金保険料を併せて50、60万円さかのぼって納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っておらず、これらを行ったとするその母のこれらを行った時期、保険料を納付した期間等に関する記憶も明確ではない。

また、申立人は、昭和63年10月以前にその母が期間を遡^{そきゅう}及して保険料の納付を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年6月に姉妹連番で払い出されており、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人姉妹に係る国民年金被保険者資格取得手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、同年6月ごろに行われたとみられる同手続までは国民年金には未加入であったことになり、申立期間について申立人が主張するような保険料の納付は行い得なかったと考えられる。

さらに、申立人は、その母の記憶に基づき、申立期間の保険料について、2度、3度と送られて来た振込用紙により納付したと主張しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、上記国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられる時期に近い平成3年7月12日に、この時点で時効前であった元年6月から2年3月までの姉妹の過年度保険料がさかのぼって納付されたこと、及び3年10月9日に2年4月から3年3月までの

姉妹の過年度保険料がさかのぼって納付されたことが確認できる。加えて、オンライン記録によれば、上記の同年7月及び同年10月の過年度納付のほかに、同年7月16日には平成3年度の現年度保険料のうち同年4月から同年9月までの保険料が姉妹分まとめて納付されたことも確認でき、これら同年7月及び同年10月に納付されたとされる姉妹の過年度保険料及び現年度保険料を合計すると46万9,600円となり、申立人が申立期間について姉妹分併せて納付したとする保険料額50、60万円に近い。これらのことから、申立人の母が申立期間に係る保険料の納付として記憶しているのは、上記の同年7月及び同年10月に行った保険料の納付を指していると考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成元年5月まで

母が大病を患った昭和63年10月以前に、母が私と姉の国民年金保険料を併せて50、60万円さかのぼって納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っておらず、これらを行ったとするその母のこれらを行った時期、保険料を納付した期間等に関する記憶も明確ではない。

また、申立人は、昭和63年10月以前にその母が期間を遡^{そきゅう}及して保険料の納付を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年6月に姉妹連番で払い出されており、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人姉妹に係る国民年金被保険者資格取得手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、同年6月ごろに行われたとみられる同手続までは国民年金には未加入であったことになり、申立期間について申立人が主張するような保険料の納付は行い得なかったと考えられる。

さらに、申立人は、その母の記憶に基づき、申立期間の保険料について、2度、3度と送られて来た振込用紙により納付したと主張しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、上記国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられる時期に近い平成3年7月12日に、この時点で時効前であった元年6月から2年3月までの姉妹の過年度保険料がさかのぼって納付されたこと、及び3年10月9日に2年4月から3年3月までの

姉妹の過年度保険料がさかのぼって納付されたことが確認できる。加えて、オンライン記録によれば、上記の同年7月及び同年10月の過年度納付のほかに、同年7月16日には平成3年度の現年度保険料のうち同年4月から同年9月までの保険料が姉妹分まとめて納付されたことも確認でき、これら同年7月及び同年10月に納付されたとされる姉妹の過年度保険料及び現年度保険料を合計すると46万9,600円となり、申立人が申立期間について姉妹分併せて納付したとする保険料額50、60万円に近い。これらのことから、申立人の母が申立期間に係る保険料の納付として記憶しているのは、上記の同年7月及び同年10月に行った保険料の納付を指していると考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの期間及び6年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年3月まで
② 平成6年4月から8年3月まで

申立期間当時、私は学生だった。20歳になった時に祖父が国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料も祖父がA町役場のB支所か、集金人に納付していたと聞いていた。祖父は既に亡くなっており、納付していたことを証明するものは何も無いが、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその祖父は既に死亡していることから、申立人に係る国民年金加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年5月24日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって20歳到達日の4年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったこととなり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、その祖父が保険料をA町役場のB支所か、集金人に納付していたとしているが、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①は時効により保険料を納付することはできず、申立期間②は過年度納付が可能であったものの、同町では、過年度保険料は取り扱って

なかったとしていることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2106 (事案 1549 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

私の年金記録は、昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までが全額申請免除となっているが、当時、家計が苦しかったわけではなく、自分の分と夫の分を一緒に私が納めていた。前回の申立てでは、保険料は自宅に来ていた銀行員に納付していたとしていたが、申立期間の保険料の納付方法について、市役所から送付されてきた納付書により夫の分と一緒に金融機関で納付したことを思い出した。新たに保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の全額申請免除の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間について免除申請を行った記憶は無いとしているが、オンライン記録のほか、申立人が申立期間当時を含めて居住していたA市の国民年金被保険者名簿等でも申立期間は申請免除とされているほか、免除申請日や処理日の記載内容についても、オンライン記録に不自然な点は見受けられないこと、また、申立期間の保険料について、当初、自宅に来た郵便局員に納付したとしていたが、聴取の過程で銀行員であったかもしれないと主張を変えるなど、申立期間における保険料の納付方法に関する記憶は曖昧であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間における保険料の納付方法を自宅に来ていた銀行員に納付していたとする主張から 3 か月ごとに市役所から送付されてきた納付書により近くの信用金庫等で納付したとする主張に変更しているが、金融機関で納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情

報の提示は無い上、納付金額の記憶も無く、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年12月まで

私は、会社を退職した昭和54年7月にA市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った。国民健康保険と国民年金は対になっていると聞いていたことから、記憶は定かではないものの、この国民健康保険の手続を行った際に併せて妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自分か妻が近くの郵便局で納付していたものと思っている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和54年7月にA市B区役所において国民健康保険の加入手続を行ったことは明確に覚えているが、国民年金の加入手続については、国民健康保険の加入手続と一体であり、国民健康保険の加入手続を行ったことから国民年金も同時に加入手続を行ったと思っているだけのことであるとしている上、その妻の国民年金の加入手続も一緒に行ったかどうかの記憶は無く、年金手帳の受領時期及び受領方法も記憶に無いとしているなど、申立人の国民年金の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、加入手続後、自分か妻が国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付していたとしているが、申立人及びその妻共に納付時期、納付金額、納付周期など、保険料の納付状況に関する記憶は無いとしている。

さらに、申立人が加入手続を行ったとするA市において、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、当該期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人は、その妻と一緒に昭和 54 年 7 月に加入手続を行ったとしているが、妻の年金記録を見ると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得（55 年 1 月 12 日）した 2 週間後の同年 1 月 26 日に任意加入被保険者として資格取得したとされており、妻も申立期間は未加入期間とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年3月まで

平成4年2月末に会社を退職した後、父親がA市B区役所で私の国民健康保険加入手続をした時に併せて国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたと聞いた記憶がある。父親は既に他界しており、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその父親は既に他界していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細が不明である上、申立人は、加入手続後において交付される国民年金手帳を父親が所持していた記憶は無いとしている。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の13年4月26日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する制度共通の年金手帳（申立人は2年4月2日から使用。）に国民年金手帳記号番号の記載が無いこととも符合する。このため、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人の父親が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から50年3月まで

申立期間当時は、大学に在学しながら、音楽大学を受験し、その後、音楽大学に4年間通学し、卒業後、再び、別の大学の受験準備をしていた。当時は両親共に健在で、父親は仕事をし、母親も不動産経営をしており、経済的に困っていなかった。私が国民年金の加入手続を行い、保険料は母親が出してくれて、20歳当時から納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金保険料を納付したことは記憶しているとしているが、加入手続の時期等についての明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月にA市で払い出されている。申立人は、申立期間当時から51年まで同市から転居したことは無いとしているなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、これまで受領したことのある年金手帳は1冊のみで、その色はオレンジ色であったと記憶している。オレンジ色の年金手帳とは、昭和49年11月から使用が開始された年金制度共通のものと考えられ、申立人の記憶が事実であれば、申立人の国民年金加入手続は同年11月以降に行われたことになる。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和50年8月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳に到達した44年*月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち一部の期間を除いて保険料を過年度納付及び特例納付することが可能であるが、申立人は、保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無く、当該期間の保険料が過年度納付等されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その上、申立人の国民年金保険料を支出してくれたとするその母親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から26年10月末ごろまで

私は、19歳から22歳まで3年間A事業所B支店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B支店は、「当時の人事記録等の資料を保管しておらず、また、関係者が退職しているため分からない。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

しかし、A事業所B支店において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる複数の同僚は、「昭和21年10月に申立人と同日に採用され、24年5月31日に申立人と同時に退職した。」と証言している。

これらの事実から判断すると、申立人がA事業所B支店に勤務したのは、申立期間ではなく、厚生年金保険の資格取得日（昭和23年10月24日）を含む24年5月31日以前の約3年間であったことが推認できるところ、申立人が3年間同事業所に勤務していたとする主張とも符合しており、申立人もこのことを認めている。

一方、A事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険適用日が昭和23年12月3日と記載されているが、当該名簿の最初の資格取得者の日付が、同年10月24日となっていることが確認できるところ、申立人及び申立人と同時期に同事業所で勤務したとする複数の同僚も同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、他の同僚も、「21年から23年8月までA事業所B支店に勤務したが、この期間は誰も厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった。」と証言していることから、同事業所は、同年10月24日に、厚生年金保険の適用事業所となったものと推認される。

このほか、A事業所B支店は昭和24年9月10日に全喪しており、当時の関係者とも連絡が取れないため、創業時期や創業時の従業員数、厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができず、周辺事情を調査できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 5 日から 48 年 12 月 5 日まで

先輩から、事業主に頼んで厚生年金保険被保険者資格の取得をしてもらったと聞いているので、自分も被保険者資格を取得しているはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書により、在籍期間は特定できないものの、申立人が、同事業所に在籍していたことが認められ、また、同事業所の事業主が、「申立人を勤労学生として採用した。4年間夜間大学に通っていたはずであり、申立期間当時、同事業所で働いていたと思う。」と証言していることから、申立人が同事業所に約4年間勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の事業主は、「同事業所は、これまで一度も厚生年金保険の適用事業所の手続を行ったことがなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」旨の証言をしており、社会保険事務所（当時）の記録においても、厚生年金保険の適用事業所として同事業所名を確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみのため同人を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月30日から同年12月 6 日まで

私は、平成15年10月 1 日から17年 2 月 5 日までA社に派遣社員として勤務していた。派遣先が変わった16年11月30日から同年12月 6 日までは有休を使用したはずであり、会社からも、「1週間くらいなら保険を抜かない。」と説明を受けたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において平成15年10月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、16年11月30日に資格を喪失後、同年12月 6 日に同社において、再度資格を取得しており、16年11月30日から同年12月 6 日までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、これは同社からの回答及び雇用保険の記録と符合している上、同年11月及び同年12月の給与支給額には、申立期間の賃金が含まれていないことから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人の平成16年11月分の給与からは、事業主により厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、当時の勤務実態について証言が得られる同僚を記憶していないため、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 14 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで A 社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年 10 月 1 日となるはずなのに、社会保険事務所(当時)の記録では、同年 9 月 28 日が資格喪失日とされ、同年 9 月が空白期間となっている。

しかし、保管してあった給与明細書を確認したところ、資格取得した平成 14 年 4 月から厚生年金保険料が控除され、資格喪失した同年 9 月も保険料控除が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の給与明細書及び同社から提出された平成 14 年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、入社初月の 14 年 4 月分及び退社月の同年 9 月分のいずれの給与からも厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、A 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険の記録により、申立人の同社における離職日は、平成 14 年 9 月 27 日であることが確認できることから、申立人の同社における申立期間の勤務実態は確認できない。

また、A 社の顧問社会保険労務士は、「資格喪失年月日について誤記は無く、給与計算の誤りにより厚生年金保険料を平成 14 年 9 月分の給与から控除したものと考えられる。」と証言している。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪

失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は平成14年9月28日であり、申立人が主張する同年9月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成14年9月分の厚生年金保険料を事業主により同年9月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

私は、中学校を卒業後、昭和 28 年 4 月に A 社に入社したので、申立期間①について、同社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B 社には、再入社して申立期間②に勤務していたことは間違いないので、同社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同日に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が、申立人を記憶していることから、入社した時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 51 年 9 月 11 日に全喪しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、当時の事業主も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、前記の同僚は、「私は、中学校を卒業後、A 社に入社したが、入社から約 2 年後に被保険者資格を取得した。」と証言しており、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、申立期間に B 社の厚生年金保険被保険者資格を有する同僚が、申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申

立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「当時は従業員が入社しても、すぐに厚生年金保険被保険者資格の取得手続きをしない場合があったようだ。」としている上、申立期間に被保険者資格を有する前記の同僚も、「前社を退社後、すぐにB社に入社したが、同社の被保険者資格の取得は昭和35年2月(前社の退職から9か月後)となっている。」と証言しており、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年4月1日まで
私は、昭和32年4月1日から34年9月までA社で勤務したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、申立期間当時に携わっていた受注先や場所等を記録及び保存していることなどから、入社した時期は特定できないものの、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によれば、A社は、申立人を含む社員3人(同期入社を含む。)について、昭和33年4月2日付けで厚生年金保険被保険者の資格取得に必要な当該番号の払出しを連番で受けており、当該3人の資格取得日は、いずれも同年4月1日となっているとともに、当該資格取得日は、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社は、昭和36年6月4日に全喪しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、当時の事業主も連絡先不明のため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社の平成元年 10 月の給与明細表を所持しており、同明細表では厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細表により、申立人は平成元年 10 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるとともに、同社は、給与を毎月 20 日締め、月末払いとし、厚生年金保険料を当月控除としていた旨回答していることから、申立人の元年 10 月分の給与から控除された保険料は、同年 10 月に係る保険料であるものと認められる。

しかし、申立人の雇用保険記録によれば、申立人はA社を平成元年 10 月 30 日に離職し、公共職業安定所から離職票の交付を受けていることが確認できる上、当該離職日の翌日(同年 10 月 31 日)は、オンライン記録の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

また、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日である平成元年 10 月 31 日に国民年金に強制加入し、同年 10 月の保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められるものの、当該期間において事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から同年12月1日まで
② 昭和29年1月28日から32年4月1日まで

私は、昭和28年11月1日から32年4月1日まで、A事業所の見習として働いた。

しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間に挟まれた1か月(昭和28年12月)しかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者ノートによれば、昭和28年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年1月に退職している旨記載されており、当該記載内容は、申立人に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿(28年12月1日資格取得、29年1月28日資格喪失。)と符合するものとなっている。

また、健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、A事業所は、昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所の現在の事業主は、「申立人は、当事業所が適用事業所となる以前に約3年間勤務し、適用事業所となった直後の昭和29年1月に退職した。」としている上、申立人と同様、同事業所が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年2月に資格を喪失している同僚は、「申立人は、私がA事業所を辞める3、4年前に同事業所を退職した。」と証言しており、申立人の申立期間②における勤務実態については確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月13日から45年5月8日まで

私は、申立期間当時、A社の敷地内にあった寮で生活しながら同社の工場
で働いていたため、昭和42年11月15日に資格免許を取得したことも覚えて
いる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票に記載された申立人の住所の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和45年5月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が適用事業所となった昭和45年5月8日に申立人と共に厚生年金保険の被保険者資格を取得した3人のうち連絡の取れた一人は、「私は申立人より後の43年2月に同社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは入社して1年か2年経過したころであったと思う。」と証言している。

さらに、A社は平成6年4月1日に全喪しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 10 日から 38 年 6 月 1 日まで
申立期間において、A社に勤務したのに厚生年金保険の記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 2 月 1 日からであり、申立期間のうち、35 年 4 月 10 日から 37 年 1 月 31 日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 6 月 1 日までの同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られない上、申立人は、申立期間中の 36 年 4 月 1 日に国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A社の当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっており、証言が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 39 年 9 月まで
A社で職人として働いていた。毎月、厚生年金保険料を給与から控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社によれば、当時の資料は無く、不明との回答で、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「当時請負業があり、親方と称される方々に下請に出されていた。申立人は会社に出たり入ったりしており、下請の職人であったかもしれない。」と証言していることから、申立人が下請の職人であった可能性も払拭できない。

さらに、申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（資格取得者 80 人）には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年ごろから 43 年 7 月 1 日まで
私は昭和 41 年ごろから A 社で勤め、厚生年金保険料が給与から引かれていた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月 4 日から 43 年 6 月 30 日までの期間について、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

また、A 社は、賃金台帳等は保管していないが、申立期間については、会社が社会保険の届出を行っていないため、厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 7 月 1 日以降に被保険者記録が認められる同僚は、「私は昭和 36 年 6 月に入社したが、当初は会社自体が社会保険に加入していなかったことを覚えている。」と証言している。

このほか、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 30 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、昭和45年10月26日から同年12月末までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が同年12月30日とされているため、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社には年末休暇に入るまで勤務していたことは確かであり、資格喪失日が同年12月30日というのは不自然であり、46年1月1日が正しいと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年末休暇に入るまで勤務したため、資格喪失日は昭和 46 年 1 月 1 日になるはずである。」と主張しているが、申立人の A 社における雇用保険の離職日は 45 年 12 月 29 日であり、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

また、申立人は「昭和 45 年 12 月 30 日の資格喪失日は不自然である。」と主張しているが、A 社では、大半の者が 25 日から月末までに資格喪失していることが確認できる上、申立人と同日に資格喪失している同僚は、自分の資格喪失日が特に不自然とは思わないとしている。

さらに、A 社は既に全喪し、申立期間当時の事業主も死亡しており、経理を担当していた事業主の妻に照会しても、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から37年6月1日まで

私は、昭和23年にA社に入社し、平成11年に同社が解散するまで途中退社することなく、継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時、A社の事業主は申立人の父であり、同社には申立人のほか、二人の弟も勤務していたが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該弟二人も、申立人とほぼ同時期に資格喪失し、その後、再度資格取得しており、同社の被保険者期間に空白期間があることが確認できることから、当時の事業主である申立人の父が何らかの理由により、申立人と弟二人の被保険者資格を一時的に喪失する手続を行ったものと考えられる。

また、事業主である申立人の父及び当時の社会保険事務の担当者は、既に亡くなっているとともに、二人の弟は、被保険者記録の空白期間について何も分からず、特に問題視していない旨の証言をしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の人事記録及び給与関係書類は処分されている上、申立人も当時の給与

明細書等の資料は保持していないため、申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月3日から46年10月30日まで

私は、申立期間に、A社に勤務していたが、年金の裁定時に同社での記録が無いことが判明した。私が同社に勤務していたことは間違いないし、同社は、私が勤務していたころは既に厚生年金保険の適用事業所であったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言、被保険者記録等から判断して、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚のうち、申立人が自分と一緒に会社の寮に住んでいたと記憶している2人は、A社における被保険者記録が無い上、被保険者記録のある者も、「会社の寮に住んでいた約1年間は社会保険に加入させてもらえず、社宅に移ってから加入させてもらえた。」、「私は、学校卒業後に入社したが、入社してから約3年間、厚生年金保険の記録が無い。」としていることから、同社は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

また、A社の昭和45年3月2日から46年11月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は現存しているものの、申立期間に係る人事記録等は保管していないとしており、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月ごろから30年12月ごろまで

私は昭和29年9月ごろから30年12月ごろまでのうちの約1年半、A社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社には、私が以前に勤務していた会社の先輩で、先に同社に転職していた者から誘いを受けて入社したという経緯があり、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、申立人を同社に誘ったとされる者が、申立人が同社に勤務していたと証言していることから、勤務時期は不明ではあるものの、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立期間当時のA社の役員で、社会保険関係の事務を担当していた者は、「当時、厚生年金保険被保険者の資格取得手続については、出勤状況に応じて、入社後3か月から半年程度後に行っていた。」としていることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から43年2月まで

私は、昭和39年9月1日から43年2月までA社B支店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言及び申立人が提出した写真と表彰状から判断して、期間は定かではないが、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同じくA社B支店に勤務していた同僚は、「別の支店から同支店に昭和43年に異動となった際に、事務担当者から同支店は厚生年金保険の取扱いは無いため、国民年金に切り替えるようにと言われ、市役所で手続きをした。」と証言しているところ、当該同僚は、同支店に異動したとする同年10月に国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立人がA社B支店に勤務していたと主張する複数の同僚は、いずれも同支店に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社における厚生年金保険の適用は本社一括適用であったものの、同社では、同支店に勤務する社員については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日まで A 社で勤務したが、厚生年金保険の記録が無く、納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の妻の証言から、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社が、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、A 社の事業主の妻は、「同社は、法人事業所ではなく、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、事業主についても、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、雇用保険の記録においても申立人の A 社における記録は無い。

加えて、A 社は、事業主及びその妻を除き、申立人のほかに従業員はおらず、事業主も既に他界しており、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2500 (事案 839 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 28 日まで
前回の申立てについて、平成 21 年 1 月 21 日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。
しかし、事業主が変わっていることから、現在の事業主に対する調査では、申立期間の状況が分からない。私は、前回の審議結果に納得がいかないため、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、A社の事業主は、申立期間当時、従業員から厚生年金保険料の控除を行っていなかった旨の回答をしている上、社会保険事務所(当時)の記録により、同社が当該期間当時に厚生年金保険の適用事業所ではなかったことのほか、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間のものではないが、昭和 49 年(差出人は先代の事業主)と 57 年(差出人は現在の事業主)の年賀はがきが見付かったことから、事業主が代替わりしており、現在の事業主に対する調査では、申立期間の状況が分からないことを理由とし、事実関係を再確認してほしいと主張している。

しかし、申立期間については、既に現在の事業主が代表社員となっていたことが認められる上、当該事業主は、申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除を行っていなかったことを当委員会に回答しており、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月15日から同年4月15日まで
② 昭和34年11月から35年6月1日まで

私は、中学を卒業してA社に勤務した。同社から証書を受け取った記憶がある。

また、B社には昭和34年11月ごろから6か月ぐらい勤務した。同社を辞める際に保険料が重複して控除されていた記憶がある。

私がA社とB社に勤務していた期間を調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚が記憶している同社の業務内容と、申立人が記憶している業務内容が一致していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所を全喪している上、申立期間当時の同社の事業主も他界しているため、申立期間当時の関連資料等を得ることはできない。

また、申立人は、A社の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間当時の同社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚からは、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることもできない。

申立期間②について、申立人はB社の当時の所在地、業務内容及び同社の当時の事業主の名前を記憶している上、申立人が記憶している同僚の名前を現在の同社の事業主も記憶していることから判断して、時期は定かではないが、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時のB社の事業主は既に他界しており証言を得ることはできないが、当該事業主にも厚生年金保険の被保険者記録は無く、同社の現在の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となったことがなく、従業員から厚生年金保険料の控除を行っていなかった。」と回答している。

さらに、B社には、申立期間当時の人事記録等の関連資料は残っておらず、申立人が記憶している同僚とは連絡が取れないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることもできない。

加えて、申立人が当時に診療を受けたとする医院には、申立期間当時の診療記録は残っておらず、申立人が使用したとする健康保険証について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月から32年2月5日まで

私は、昭和30年1月からA社に勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、32年2月5日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることになっており、A社で勤務した期間の厚生年金保険の記録は無い。

納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の前にA社の厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得できないと主張しており、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者期間は無く、B社における厚生年金保険の被保険者期間が、昭和32年2月5日から38年12月11日までとなっている。

しかし、事業所台帳によれば、A社は、昭和38年5月16日に事業所名称及び事業所整理記号がB社に変更されており、申立人の被保険者期間は同日をまたいでいるため、オンライン記録では、A社及びB社の被保険者期間が、まとめてB社の被保険者期間として表示されているとともに、申立人の被保険者資格取得時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の社名と、被保険者資格喪失時の健康保険厚生年金保険被保険者原票の社名は、いずれもA社と記載されていることが確認できる。

また、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、A社の事業主及び労務担当者も既に他界しているため、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る関連資料及び証言を得ることはできない。

さらに、A社において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚からは、申

立人の申立期間における同社での勤務実態に係る証言は得られなかった。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和32年2月5日であるとともに、払出時期は、同年2月14日であることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に係る記憶は不明確である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月15日から52年7月1日まで

私は、専門学校に通いながら、昭和51年1月15日からA社にアルバイトとして勤務し始めた。その後、半年くらいしてから専門学校を中退してフルタイムで勤務した。厚生年金保険被保険者資格を取得していたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の当時の店長が、「申立人を覚えている。」と証言していることから、期間は不明ながら、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該店長は、「申立人はアルバイトとして勤務していた。当時は人手不足で、アルバイトがフルタイムで勤務することはあった。パート社員には厚生年金保険被保険者資格を取得させていたが、申立人はアルバイトのままだったと思う。」と証言している。

また、A社の後継会社は、「申立人の人事記録は無い。正社員とパート社員は、現在も人事記録が残っている。したがって、申立人はアルバイトのままだったのではないか。アルバイトには厚生年金保険被保険者資格を取得させていない。」と回答している。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 10 日から 32 年 4 月 20 日まで
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

65 歳になる前に社会保険事務所（当時）に年金額の確認に行き、私が脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。しかし、退職後に A 社からの連絡は無い上、年金証書も見ただことはなく、脱退手当金の手続もしていないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前 6 ページ及び後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 4 月の前後おおむね 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 19 人の支給記録を調査したところ、12 人について支給記録が確認でき、うち 10 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされており、かつ、同僚の中に、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日の者について支給決定日が同一の者が認められるほか、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれたと証言する同僚もいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が記されている上、昭和 36 年 4 月 19 日に脱退手当金裁定請求書を受付した旨の記載がなされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から42年10月30日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によれば、昭和42年11月11日に請求書を受領し、同年12月4日に支給決定しており、当該手当金の支給については、同年12月12日に申立人の夫に対して支給されたことが申立人の委任状及び申立人の夫の領収書により確認できる上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月1日から30年3月1日まで

私は、A社で働いた期間に係る脱退手当金を受けたことになっているが、当該手当金を請求した記憶は無いので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年4月1日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和49年4月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月9日から42年7月1日まで
② 昭和42年10月13日から43年2月3日まで
③ 昭和43年2月5日から44年2月28日まで
④ 昭和44年9月24日から46年5月21日まで

申立ての4つの会社で、給料以外のものは受け取っておらず、脱退手当金を受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書等によれば、昭和49年8月14日に裁定請求を受理し、同年10月22日に支給決定の上、申立人の住居地の最寄りの金融機関で受け取るための国庫金送金通知書と同支払通知書の送付が行われていたことが確認できる。

また、申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2508 (事案 1240 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月21日から28年5月9日まで
② 昭和28年6月1日から30年2月28日まで
③ 昭和30年3月25日から同年7月13日まで

私は、脱退手当金を知らなかったし、受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人の脱退手当金は昭和31年11月30日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険被保険者資格の取得歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は脱退手当金を受け取っていないので再度調査してほしいと主張しているが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料の提供は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。